

# HAND IN HAND

はんど・いん・はんど

【最大の贈物】

■11月の初めに江の島女性センターで「家族」についてのシンポジウムがありました。体調もすっかり良くなって、クリスタルローズのマニキュアをつけ、イギリス製の帽子をかぶって心も軽やかに、新宿からロマンスカーに乗りました。秋晴れの景色はさわやかで、土曜日なので家族連れや夫婦の行楽客が乗りあわせていて、私はついウェイトレスにオールド・パーを注文しようとして、あっ、これから仕事なんだった、と自分の呑気さにあきれました。

■しかし、仕事だったとはいえ、旧知の前館長金森さんにも久々にお会いでき、樋口恵子さんや、なだいなださんらとのシンポジウムは面白く、とても楽しい1日でした。何といても樋口さんのコーディネイトが見事で、この人がいる限り、日本の女性の未来は大丈夫だなあと、改めて感心。それにしても愉快だったのが会場からの発言です。

■「1年前に実は突然夫を亡くしまして」と、ここでちょっと会場はシンとしたのですが「こんなに生き生きと楽しい生活になるなんて思いもよりませんでした」で大爆笑。彼女はずっと保母として働いているのだそうですが、ごく普通の男だった夫が毎日言っていたのは「俺に迷惑かけるな。家のことをまずやってから働け」。そのうえ、ちょっと遅くなると「女のくせにどこをウロウロしてたんだ」。「夫に死なれて初めて私は自分の時間が持てるようになりました。夫の残してくれた最大の贈物だと思っています」。

■亡くなられた方には気の毒だけど、家や生命保険より、彼の存在の消滅そのものが、妻への最大のプレゼントになる——そんなことは、離婚相談を受けていてとっくにわかっていただけ、大笑いしながら考えちゃいましたね、夫婦っていったい何なのかしらって。  
(円より子)

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚—それは旅の半ばの一つの出来事。新たな旅立ちをした女たちはいま手を取りあい、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。ハンド・イン・ハンドは生きやすい社会をめざし、支えあう女たちの流木である。



第128号 200円 禁無断転載  
【発行日】1991年12月1日  
【発行所】現代家族問題研究所  
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-3-23-504  
〒151 電話03(3402)7354、4385  
【発行・編集人】円 より子  
【編集スタッフ】雪野 美子  
【印刷】(株)日出島

特 集

## 結婚と強姦 ('90年6月 電話相談員研修会より)

角田由紀子弁護士

先日、女性の真的性的自立と、それを妨げようとするさまざまな要因について書かれたとても興味深い本が出版されました。女性の権利擁護のため活躍されている弁護士・角田由紀子さん著、「性の法律学」がそれです。角田さんには以前、離婚一〇番の相談員用の研修会でお話をうかがったことがありますので、今回は本の紹介もかねて、そのときのお話を紹介したいと思います。

## ■性的被害を公表しにくい日本

今の日本では強姦の被害は「強姦救援センター」という女性のための組織があっても、非常に口に出しにくい状況にあります。

強姦に限らずこれはセクシュアル・ハラスメントについても同じことです。

とにかく日本では、女性が性的な被害に遭ったということとを公にすると「公といっても対社会的にじゃなくて友人間とか家族間とかその程度の公であっても——人に言うということは非常にはばかられるとされています。

そういうことを口にするだけでその人は「はしたない」とみられてしまう風潮があるのです。

## ■「被害者が悪い」理論が主流

このことは日本だけじゃなくどの国でもほとんど同じなんですけ

ども、強姦など女性が性的被害に遭うのは「被害者が悪い」とされる場合が非常に多いですね。

他の犯罪については被害者が悪いという話には決してならないんですが、強姦に象徴されるような性的被害については、「被害に遭ったのはあなたの警戒が足りなかったからだ。スキがあったからそういう被害に遭ったんだ。着ていた服が非常に挑発的だったから」とか、「もし被害に遭いそうになったとき、女というものは自分の身を

守るために全力を尽くして戦うはずだ。そうすべきである。したがって被害に遭ったということはあなたの抵抗の仕方が足りなかったからではないか」という話になってしまいます。これらは「強姦神話」といわれるものから生まれる考えです。

この考え方が困るのは、これが俗説として社会に充満しているだ

けでなく、裁判での判断でさえ、「社会通念」の衣をかぶってそれにしたがって下されているという事実です。

なぜそんなことになっているのかといえば、一つは法律を作ったり、運用したりするのがほとんど男性だからということです。法律の世界は男性社会度の高い世界です。裁判官にしても検察官でも弁護士でも、女性の比率が非常に低い。今、弁護士は1割弱、裁判官がこの頃少し増えて7パーセントくらいといわれています。

女の割合が増えたからといって即こういう問題についての理解度が高まるとはいえないと思います。が、少なくとも「男ばかりが男社会の強姦神話に基づいて女性性についての裁判を進行させる」という状況はなくすことができます。

それからもう一つ、被害に遭った女性がきちんと自分の被害の質がどういうものであるかということとを話せるような状況がないという事実も、「被害に遭った女性が悪い」といわれる現状に拍車をかけています。

女性の口をふさいでにおいて、強姦に対する間違った考え方だけが

男性の間で、ひいては社会の中で  
ほとんど自己増殖していく。そう  
いう現実があるわけです。

■強姦に関する法律の考え方

ところで「強姦」というのは日  
本の刑法の中ではどういうふう  
に定義されているのでしょうか？

日本の刑法では強姦というのは  
「暴行脅迫」という手段によって13  
歳以上の女性に対して姦淫、つま  
り性行為を行うことだと定義され  
ています。被害者が13歳未満の場  
合は暴行脅迫を伴わなくても全て  
強姦とみなします。

刑法は暴行脅迫がどの程度でな  
ければならないかということは定  
めていません。しかし、今までの  
判例や学説によってかなり高い程  
度（＝ひどいもの）でなければな  
らないとされています。

「ちょっと殴った程度の暴行でも  
強姦になるっていうのはおかしい  
んじゃないか」と男性は考えるわ  
けなんです。「非常にひどい目に  
遭って、それで抵抗できずに姦淫  
されてしまった場合にはその犯人  
を処罰してやろう」「ちょっと殴ら  
れたぐらいで貞操を奪われるよう  
な女は知らない」というのが本音

のようです。

では、実際の裁判で、「強姦罪に  
なるための暴行脅迫かどうかの判  
断基準がどこにおかれているか」と  
いうことなんです。これは「反  
抗を抑圧するに足る程度」が一応  
の基準とされています。そのとき  
の男性の行為が「女性の反抗を抑  
圧するに足りる」ものでなかった  
ら、たとえ姦淫行為があったとし  
ても強姦とは認められないという  
ことです。

「抑圧するに足る」かどうかとい  
うことは、社会通念、つまり世の  
中の常識で決めるといわれています。  
この社会通念は男性が作って  
いるわけなんです。女性ではあり  
ません。被害に遭った女性の  
側が何も言えず、加害者の男性の  
側が全て決めていくわけですから、  
大いに不公平です。男に甘い話に  
なってしまっているのです。

ふつう、性行為は両者の合意に  
基づくものであるはずで、そこで  
は相手の反抗を抑圧するなどとい  
うことはありえません。殴ったり  
蹴ったり、押し倒したりというこ  
とがあったということは、女性の  
側がその性行為に同意していなか  
ったということを示しています。

にも関わらず裁判では次のように  
考えられています。

「通常、性行為にはある程度の暴  
力は伴うものである。だから通常  
以上の暴力がなければ犯罪になら  
ない」。

実際こういう判決がいくつも出  
ています。

ですから私たちはなんとかして  
「性行為にはある程度の暴力が伴う  
もの」などという、裁判に現れた  
「社会常識」を変えなければなりま  
せん。

■夫婦間で強姦罪は成立しない？

刑法では、加害者と被害者の間

柄、身分関係については何も触れ  
られていません。「一定の身分関係  
にある男女を除く」ということは  
書いてない。だから素直に刑法を  
読めば、夫婦の間で強姦が成立し  
ないということはいえないんです。  
ところが現在の日本では「成立し  
ない」というふうになってしまっ  
ているんです。

以前、「夫が実家に逃げ帰った妻  
を友人と連れ戻しに行って、途中  
で二人で輪姦した」という鳥取の  
事件がありましたよね。これは一  
審、二審とも夫が有罪になって「夫  
婦間で強姦罪が成立した画期的判  
決」と騒がれました。

紹介

『性の法律学』有斐閣選書・1545円（税込み）

女性の自立の中でとりわけ置き去りにされた  
のが性的自立ではないか、という考えに立って、  
では今それを妨げているものは何かというこ  
とを、女性の目から法律や判例の流れを見直し  
ながら考えていく本です。

中では現代日本の性の二重基準が明らかにさ  
れてゆきます。またそれとともに、従来は女性  
の権利を保障するといわれてきた条文が本当に  
そうなのかどうかということが問い直されてい  
きます。

章立ては次の通り。

1. 女の「視点」で強姦を考える
2. 私のからだは私のもの
3. 結婚は女のおとし穴
4. 愛情の売買が許されている
5. 売買春と法律婚
6. セクシュアル・ハラスメント
7. 同性愛に生きる権利
8. 未成年者の性的自由

でもこれは判決文をよく読んでみると、「基本的には夫婦の間では強姦罪は成立しない」という見解が書かれています。つまりこの判決文は「夫婦にはお互いに性行為を要求する権利がある」という夫の主張を前提にして書かれているのです。このケースは「それにしてもひどい」ということで有罪となったわけです。

### ■法の下の性的不平等

夫婦の間に「性交要求権」があると民法で規定されているわけではありません。

でも今のところ夫婦間の強姦罪をめぐる議論の中では、「結婚とは、妻が夫に対して、ほぼ一生の間、性行為に応じます」という同意をまとめて与えたことだ」という考え方がされているようです。

しかし憲法24条に照らして考えてみてもこれはおかしい。憲法24条は、両性が全く対等平等な中で結婚というものを考えているわけです。それを基にしたら、妻が一方的に夫に対して性行為に応じる同意を与えなければならぬという不平等な考え方は成り立たないはずです。

また憲法13条に照らしてみてもおかしい。憲法13条の基本的人權の中には性的自己決定権も含まれているということ、憲法学者の間ではもう議論の余地のないことなのです。

このような憲法上の権利である性的自己決定権を、結婚したからといって妻が一生分放棄したと考えるのはおかしいと思います。

離婚の相談を受けていて一番多いのは、「夫がお金もくれるし、他に問題はないけれど、性的にひどいことをするから別れたい」というものです。これは夫婦間の性関係が強姦まがいとすることを示しています。

しかし、「夫婦の間で強姦が成立するなんて困る」という考え方があります。「夫が刑務所にいる間、妻の生活をどうするのかという点も考えずにそんなことを軽々しく言うべきではない」といった学者もいます。強姦罪で刑務所に入っている夫を妻が待っているなんてありえないと思えます。

### ■世界の流れは夫婦間強姦へ

とはいえ国際的には「夫婦間でも強姦はありうる。あるべきだ」と

いう考え方が主流になってきています。ヨーロッパ各国でも犯罪として認める方向に法改正が進んでいるようです。

イギリスでは今は、裁判所が承認した形で別居しているような場合には、まだ離婚が成立していても強姦罪が成立するというようになっていきます。

一方には、西ドイツみたいにはっきりと「夫婦の間の強姦は処罰しない」という規定をおいている国もありますが、これも今、法改正でかなり議論になっていきます。

オーストリアなどでは処罰の方向で法案を審議中です。

アメリカの州法もかなり変わってきています。今は「別居や離婚申し立てをしているとか、婚姻が解消に向っている場合には処罰できる」という州が25州あります。「同居の夫婦の場合にも処罰できる」と言う州は22州あります(88年現在)。

このように世界的には「処罰あり」の方向へ変わってきているようです。しかし日本はこういうことで変わるのには非常に遅いですね。それでもやがては、「夫婦であってもそういう身分関係だけでど

ういう性的なことをやっても許されるという時代は過去のもの。そういう時代もありました」といえる時代が来るのではないかと私は思います。

### ■成立しにくい知人間レイプ

加害者が顔見知りという強姦についても触れておきたいと思えます。ふつう強姦というと「全く知らない男が夜道を歩いているときに武器をもって襲いかかってきて」というのを思い浮かべますが、そういうケースは少なく、実際に相談を受けていて多いのは「知ってる人に、しかも屋内で」というケースです。

でもこのようなケースは強姦犯罪として成立させることが非常に難しい。

例えばその人と前に性関係があったという場合などでは、男の側は「実は彼女とは恋愛中だった」とか「彼女は結婚しようとして自分言っていた」とか、いろんなことをいうんですね。すると捜査官もまんまとのせられて、「恋人同志なら合意による性行為だろう」と思い込み、それで逃げ切られたりする。「恋愛中に起きたことは、恋愛関係



撮影/高橋めぐみ

●プロフィール●

角田由紀子(つのだゆきこ)

1942年生まれ。弁護士。東京弁護士会所属。女性の権利擁護の立場から特に性暴力やセクシュアル・ハラスメント、天竺制の問題に取り組んでいる。これまでに「徳島ラジオ商殺し再審事件」「池袋売春男性死亡事件」「福岡セクシュアル・ハラスメント裁判」などの裁判に弁護団の一員として参加。'86年より東京・強姦救援センターのアドバイザーも務める。共著『変わる女性の世界』(労働教育センター)、『女・天皇制 戦争』(オリジン出版センター)、『レイプ・クライシス』(学陽書房)がある。

のもつれであって、そんなものは犯罪ではない」ということにされず。これは、夫婦間で強姦が認められないことの一つのバリエーションです。

■誤解激しい男性のセックス観

今の若い人なんかは、恋愛感情なんかちっともなくとも、夜、異性の部屋に泊ったりします。そこにはセックスに同意するという意味は全くないわけです。ところが捜査官の方は「セックスをしてもいい」という合意もなしにボーイフレンドの部屋に泊ったりはしない」と思っているんですね。

が部屋に入ったらセックスをしてほしいということだ」と思っているわけでは。やはりその都度、個別に女性はどう思っているか、女性に合意があるのか問わなければいけないことだと思わなくては。でも、全然そうではないんですね。男と女が一緒にいるということには、いろんな「一緒にいい方」というのがあらずなんです。すぐにセックスすることの合意にしてしまう。日本ではそのへんの考え方がとても貧しい。だから、同じ部屋に入ったらとか、同じ部屋に寝泊りしたというときは、絶対といつてもいくらい強姦とならない、警察はそう思っているんです。警察がそう思っているということは社会的常識と思われるということ

泊ることとセックスをしようということは相当距離があると私は思うんですが、男の人は「女の子

です。

ある強姦事件の証人尋問で、私は「なぜそんなことをしたのか」と聞いたのですが、「隣りに女性が寝てたんで、なんとなくムラムラとして。別に強姦するかさういう気持ちも特になくやってしまった」と答えました。

その女性というのは、全然、話したこともない人なんです。何も人間的な関わりはない。彼はただ女性が隣りにいたというだけで性行為をしてもいいと思っただけでことですね。

性行為とは、相手と人間的な基盤の関係があって、お互いにより深く親密な関係を作りたいたいと思っただころにあると思うのですが、強姦した男の話を聞いていると、そう思っていないということが本当によくわかるんです。しかもそういったことが全く非難されないで許されてしまっている。

私たち女性は、性関係の在り方についてなどということをやっちゃいけないと今まで思わせられてきたし、言うことを禁止されてきました。そのために、男性も自分たちに都合よく、ものすごく誤解していると思うんです。そればかりか、彼らはその誤解の上に立って誤解を六階まで築いてずっと思ってしまっているわけね。

ですから日本では強姦というのが容易に起こるし、それを犯罪として厳しく扱うという姿勢になかなかならない。それが今日の強姦をめぐる状況です。

■野放し状態にある強姦犯罪者

日本での強姦は刑が軽いんですよ。最高は懲役15年ですが、実際には執行猶予ですぐ帰れる。ですから結局「大したことはない」というふうには認識されてしまう。

日本では、強姦罪で相手を処罰したいと思ったら、まず被害者が「被害に遭いました」ということを「告訴」という形で警察に届け出なくてははいけません。でもその数は非常に少ないんです。

なぜかという告訴すること自体がはばかれるからです。それから、告訴しに警察にいくと、殺しなどを担当するおじさん警察官が出てきてしつこくいやらしく調書を取るの、とても恥ずかしく、面しい思いをしなければならぬから、というのも告訴件数の少ない理由のひとつです。

このことをアメリカ人に話したら、「どうしてそんなバカなことになっているんだ。アメリカでは女性の警察官がちゃんとして、そういうケースを扱うようになっていいる。なぜ女性は警察に対して文句を言わないのか」と怒られてしまいました。

日本では、かなりの強姦が野放しの状態になっているといえるでしょう。

■強姦はふつうの男がするもの

強姦というのは特別な男がやるんじゃないくて、ごくふつうの男がやるんだといえます。何か特に異常があつて強姦をするっていうんじゃないんです。そのへんがまた非常に誤解されています。

例えば、加害者が非常に社会的地位がある人であるとか、学生でも有名大学の学生だったりすると「そんな人が強姦するわけない」といわれる。私は偏差値と強姦は関係ないと思うんですけどね。

これからは加害者も含めて強姦の実態がどうかということも、もっとはっきりさせていかなければならないと思います。

■女性により積極的アクションを

女性の側がいろんなこと言わなければ、男性たちは何もわかっていません。男性は「自分の妻が被害者に遭ったら困る」「娘が被害に遭ったら困る」というレベルでは考えるんですけども、女性にとつての強姦を本当には理解していません。

それどころか日本では、妻が強姦された場合、夫が相手に対して損害賠償を要求することができると考えられている。これは自分の持ち物が壊されたという次元のことで、妻が独立した人間として扱われていない、ということを示しています。そういう損害賠償を認めるということは、妻が夫の私有物であると考えることなんです。

このように強姦をめぐる状況にはいろいろ問題がありますが、性について女性が発言しだしたし、国際的動きによる圧力もあるのだから、日本日本の状況も変わってくると思います。

私たちはこれからもっともっと積極的に、いろんな発言をし、きちんとした行動を起こしていきたいと思います。

Q

大企業に勤める夫は、会社で嫌なことがあるたびに暴力をふるいます。私の首をしめたり、頭を叩いたり、テーブルをひっくりかえしたり、ひどいときには子どもにまで手を出します。子どもも家を出ようといってくるので離婚したいと思うのですが、私は病弱で満足に働けませんから離婚後の生活が心配です。また世間体を気にする夫がすんなり離婚に応じられるとも考えられませんが、離婚なんかいい出したらまた暴力が...と思うとゾッとします。どうしたらいいのでしょうか？

A

暴力が怖くて離婚の交渉ができないなら、まず別居することです。別居して生活費に困るなら婚姻費用分担の調停申立てと合わせて生活保護を申請しましょう。生活保護は住民票がなくてもそこに住んでいるというだけで申請できます。福祉事務所の係官があなたの住所に来て住んでいる事実を確認します。もし、福祉事務所の職員の対応が親切でないなら、母子相談員を指名して相談にのってもらいましょう。

生活保護費の金額は住んでいる

弁護士110番

地域によって異なりますが、決して少ない額ではありません。仕事をすればその分減額されます。別居の間には、健康の許す範囲内で仕事をし将来の自立の準備をすすめることも大切です。仕事はときに生きる力を与えてくれます。学校は教育委員会に事情を話せば住民票なしで転校できます。

夫が離婚に応じてくれなくても暴力は婚姻を継続しがたい重大な事由に該当しますから、離婚請求はできます。暴力が原因の離婚は非常に多いのですが、裁判で「暴力なんかふるっていない」と否定する人もたくさんいます。それに備え、暴力を受けたら恥ずかしがらずに医者診断を受けておきましょう。証拠としては診断書、診察券、ケガの写真、詳細な日記、暴力を自撃した隣人の証言、夫自身が冷静になったときの詫状などが考えられます。

離婚後の貧乏を恐れて暴力をがまんするか、貧しくても楽しい我が家を築くか、選択するのはあなたです。

弁護士 竹川幸子  
☎06(393)1331



第七一回

東京 Gさん

【家族構成】

私・40歳

長女・高校1年(15歳)

二女・小学校5年(11歳)

長男・小学校2年(7歳)

【住居】

2DK(6・6・8)の賃貸

民間アパート

離婚して1年と少しです。同居中でも相手はきちんと生活費を入れない人でしたので、要求はしていませんが養育費はほとんど期待していません。

生活費の中で何といっても住居費が大きな負担となっています。でも引越すにも、この広さでこの近辺となると家賃はさらに2〜5万円は高くなってしまいます。地方に実家はありますが、母親は82歳という高齢ですし、職種も再就職の機会も非常に限られているというところで離婚後も同じ場所に住

家計簿内訳

【収入】	
月収(ボーナス含む)	315,000円
児童育成手当	22,000円
奨学金(貸付)	11,000円
計	348,000円
【支出】	
家賃	110,210円
食費	85,000円
教育費	50,000円
保険料	6,910円
水道・光熱費	12,000円
電話代	4,000円
新聞・雑誌代	8,500円
小遣い	4,500円
被服費	15,000円
娯楽費	15,000円
雑費	10,000円
予備費(臨時出費等のため)	26,880円
計	348,000円

んでいます。

食費は3人の子供が育ちざかりです。でんだん増えていくことでしょう。外食はほとんどなく、お昼は4人共私の手作り弁当です。また健康のためにも、食費はあまり切り詰めたくないと思います。

長女が今年、都立高校に入ることで、進学料等では助かっています。でも、進学したいという希望もあり、通信教育を受けている他、在日朝鮮人ということもあって下の二人が民族学校に通っていますので、区立の学校に行くよりは学費が少々高くなっています。

また都営住宅に当たり1年後ぐ

らいには家賃が半減しますので、その分は私自身の教養費に充当するつもりです。

私は結婚後もほとんどぎれなく働き続けてきましたが、産休の不備や引越しながらで転職の連続です。離婚してからでも2回転職してしまいました。経済的な安定という点から見ても転職しないで働けることができればよかったです。今、振り返って見ても、東京に引越してからの過去9年間に、なんと11回も転職してしまいました。産休をとって働き始めた

頃から、子もち女性の就職のきびしさや、働き続けることの困難さを感じていましたから、途中で教員免許や運転免許を取ったりもしました。でもこれまでのところ、この2つは転職には利用できず、ついでと思っただ簿記2級の取得が意外な時に役立ったこともあります。

技術はないよりはあった方がもちろんいいけれど、年齢が高くなってくると有能な人であっても必ずしもすぐ仕事が見つかるわけでもないようです。できることならもう転職をしたくはないけれど、それでももしするとしたら、小心者の私に必須なのは、自分の能力を1.5倍にみせるはったりと、不採用になってもめげずにチャレンジする精神(たとえ履歴書を100枚書くはめになったとしても)だなと言いきかせています。

老後に対する明確なビジョンはありません。3人の子どものうち1人ぐらいは金銭的援助をしてくれるのでは、と甘い考えも持っています。でも今まで何とかやってきたわけですから、老後だって何とかやっていけるだろうと樂觀しています。(※児童育成手当は東京都の母子家庭にでるものです)

ハンド・イン・ハンドは、みなさんがつくる雑誌です。  
みなさんの日常考えていることや、生活の匂いが伝わって  
くるような、そんなハンド・イン・ハンドでありたいと  
思います。お便りをどんどんお寄せください。

■子どもを見ていてついイライラ

F・S (静岡)

現在、借家に住んでいて二間なのですが、子ども(小4男子)が毎日のようにファミコンをや、それ以外はおもちゃ屋へゲームをやりに行ったりする。それを見ているとイライラして、言わなくてもいいことを言っただけで叱ってしまふ。目の前でずーっとその姿を見ていると怒ってしまふ。

部活は入っているが、校舎建て替えて運動場が使えないため、全然、練習をやらないのでヒマをもてあましています。すぐ下の妹(7歳と4歳の2人)をひどくたいたりする。どのように育てたらいいのか不安になってしまふときがある。小言は言うまいと思うがつい言ってしまふ。

■自分みづめ自立の大切さ知った

T・I (東京)

夫に出て行かれて、夫から離婚を言い出されて、初めて自分を見直し考えることができました。結

果、「結婚する」ということに対して、24歳ぐらいの頃の私は、何も深く考えていなかったことに気が付きました。

現在、海老坂武者「シングル・ライフ」、国際女性学会「シングル研究班」「シングル・ウーマン」、近藤裕著「既婚シングルの時代―新しい夫婦像を探る」等々を読んでいます。人間は、生まれてある年齢より

きちんと自立して生きる、この期間が大切だと思います。女性は特に経済的に、男性は身の回りの生きる力の自立。そして個として自立して。さらに家庭を作ることでも私は一度結婚し(失敗しましたが)子どももいる。ですから自分という人間がいて、あとどういいう関わりを持てる人間関係を作って生きていけるかを考えています。

■苦しい生活、でも毎日に張り

A・I (大阪)

早いもので、入会してから早1年が過ぎました。すっかり生活も落ち着きましたので退会しよう

思います。

4月から息子が専門学校へ進学しました。2年間で学費が240万程かかります。国民金融公庫で100万円、母子家庭貸付金で92万円借りることでなんとか資金は作りました。ふつうの家庭と反対で、もし1年半前に離婚していなかったら、とても息子は進学はできなかったと思います(父親があまり仕事が長続きする方ではなかったですから)。

もちろん父親からは何の仕送りもありませんし、私の姉にも借金があるので生活は苦しいですが、毎日、張りのある日を送っています。着のみのまま飛び出してきたので、少しずつ生活道具をそろえていくことに喜びを感じています。

■離婚された女性の立ち直り方は

O・N (大阪)

離婚して1年3カ月が過ぎましたが、私の方から望んだものではありませんでしたので、気持ちの平穏な時が、今まだ少なく、とてもしんどい思いをしています。

戻ってくるはずもない夫のことを心の底で戻ってほしいと思ったり、反対に子どもに連絡すらもな

く新しい女性と結婚に向けて着々と新しい人生を歩いている現実を直視させられると、自分自身が鬼にでもなったかのように憎んでみたり。住居の関係上子どもだけ実家に預け、私1人、元、親子3人で暮らしていたところに夜、寝に帰ってくるだけの生活で、子どもとも別々なので、本当に前向きに生きなくてはいけないのに、急に人生がどうしてこんなに考えもしない方向に行ってしまったのだろうと、クヨクヨ悩んでいる日々からなかなか抜けだされないままです。

今、女性の方からの離婚が増え1人になって生き生きと強く生きていこうとされている方々の話をよく耳にしますが、反対に男性の方から言い渡され、泣く泣く別れた女性が、その後どう立ち直っているのか、そういうお話も聞かせていただきたいと思っています。自分の力で頑張るしかないとはわかっているのですが、。現在、恋人もおりません。子どもはいってくれてよかったですと思っています。

■離婚するか迷っています

M・S (奈良)

先日、図書館で「離婚を選んだ

「女たち」を読ませていただき、ハンドの会を知りました。何年も前からこの生活から脱出したいと思いが、なかなか実行に移せないうです。別れるとなると、家やら仕事やら探さなければならぬし、家の整理もしなければならぬし、学校の手続きやいろいろな書類の手続きもしなければならぬ。具体的に何からしてよいか考えるだけで実行が伴いません。

現在、私41歳、夫44歳、子ども12歳と10歳（いずれも娘）がいます。夫は無農薬野菜や米を作る仕事をしています。車で1時間程のところに月曜から土曜まで単身で行っており、土曜の夜に家へ帰り、月曜の早朝出かけていくといった生活です。こうして別々に生活しているうちに、せっかく土曜の夜に帰っても、ご飯を食べ、風呂に入り、テレビを見ながら寝、日曜は午前中はバイト、午後は庭でなにかにかし、夕食、風呂、テレビで寝るといった生活ですから、会話もなく、気持ちも遠のく一方です。

職業的には立派なのですが、家族にしてみれば、仕事に明け暮れる企業人間と同じです。ほとんど

家族との交流もなく、家事には参加せず、たまに「家のことはみんなでしましょう」というと「あんたは僕と同じ時を過ごしているか」と言います。夫が早朝出かけるとき、私は寝ているのです。私もパートで働いていますが、その時間の長短に関わらず、皆でというのは勝手なことでしょうか？

日曜に1週間分の洗濯物を持って帰るだけで家族と言えるでしょうか？ あちらに引越すことも考えましたが（現在は夫の両親が建ててくれた家にローンの残りを支払いながら住んでいる）、夫は全く積極的ではありません。

私がせつせと作った夕食（「気持ち」が無駄になることはしよっちゅう。人を人と思っていない。家族を粗末にしているとしか思えません。こんな生活が続くことを考えると、別れて暮らした方が気が楽になりそうな気がします。がまんしてこれから先長い人生をこのまま送るのはうんざりです。でも、今年の春には母もなくなくなりました。心細いのです。

■中高齢者の就職状況が厳しくて離婚してまず一番の課題は経済

E・O（埼玉）

的にやっていけるかどうかということ。若い時なら資格をとるなり、まだ道も開けていますが、採用してくれるところが年々少なくなり、求人難といえども中高齢者の仕事はあまりありません。ですから、中高齢者の仕事について取り上げて欲しいと思います。特に何の才能もない私としては、このような現状は、肉体的にも精神的にもしんどいことです。

私は転勤族で地方に行っていたのでわかるのですが、東京や大阪の人は恵まれていると思います。同じ立場の人と知り合いになれたり、話ができたりは、地方では不可能に近いからです。

女が強くなったとよく言われますが、昔があまりに非人間的な扱いを受けていたのに比べてであって、社会的地位の低さはごく一部のを除いて、今でもまだまだ男性優位、圧倒的だと思います。そして家庭内においても、<sup>甲</sup>が仲良く支え合って共に生きるという簡単なことがなせできないのでしょうか？ 人間の業なのでしょう

か？ 心理学のお話もお聞きしたいなと思います。

■事務局便り■

★ハンドの三つ折りアルバイト募集を見て、折り始めてから早や一年。再び木枯らしの吹く冬がめぐって来ました。（池田）

★読者投稿だけで作られている「すてきな奥さん」という雑誌が売れているそうです。おばあちゃんの知識が満載されているとか。読んでみては？（雪野）

★円事務所顔を出すようになってもう三年！最近では時々事務所の手伝いをしています。にぎやかなのが取り柄です。（長田）

★最近、皆さんからお便りが多く、手紙大好きな私は嬉しい悲鳴をあげています。順に載せますので待っていて下さいね。ハンドマップ協力者からの手紙も続々集まっています、いずれ特集します。協議離婚アンケートにも百七十近い返事をいただき、ありがとうございます。

★家庭画報十二月号、クロワッサン十二月十日発売号にハンドの仲間が大勢載っています。読んでみて下さい。（円）



東京 離婚講座のお知らせ

十二月のニコニコ離婚講座はお休みとなります。次回、第一三四回の講座は平成四年一月二十五日(土)に開催予定です。場所は未定。詳しくは一月号ハンドでお知らせします。

☎〇三(三四〇二)七三五四

会合のお知らせ

★東京の会合

十二月はお休みです。一月二十五日(土)の新年会をお楽しみに。

☆大阪のニコニコ離婚講座

十二月五日(木)午前十時半。大阪府立文化情報センター(住友中之島ビル5F)で。講師は松尾道子弁護士。

☎〇六(三九三)一三三二一

竹川法律事務所(渡部)

★仙台

ソーシャル・サポート講座

☆離婚講座の第三部でグループに分れて参加者同士が話しあいをするのですが、毎回好評で、一対一の相談とはまた違ったカウンセリング効果をあげています。また、その第三部で友人のできる人が多く、別居、離婚といった大変な状態の中で、支えあえる仲間の存在は大きな力になるようです。

今回、このソーシャル・サポートを一泊二日の研修合宿の形で初めて企画しました。夫や子どもとの関係の中で、自分自身を見つめて直してみたい人はぜひ参加して下さい。

さい。講師は、福山和女、金住典子、円より子に我が研究所スタッフ十数名という豪華(?)メンバーです。  
(日時)十二月十四日(土)二時～十五日(日)五時まで。

(費用) A(一泊二日)二万円 B(十五日のみ)七千円(食費別)  
(会場)国立婦人教育会館(東武東上線池袋駅から急行で一時間)

(定員) A三十名 B四十名(どちらもあり残り十名ほどの空きあり)

(申し込み) Aは二千円、Bは千円の予約金を添え、住所、氏名、電話番号を書いて事務所あて申し込んで下さい。折り返し、集合方法、プログラム等お知らせします。

●ハンド 求人案内●

一般家庭の定期お掃除、家事代行のパート・アルバイト募集  
時間……週一日以上、十～十六時  
時給……一、二六〇円以上

交通費全額支給、  
制服貸与、食事補助有  
勤務地……①板橋区、豊島区、北区  
②埼玉県南区 ③目蒲線沿線

ハンド会員 さんから人手不足とのお便りいただきました。

まで。

☆離婚一〇番

〇三―三四〇二―七三五四  
〇三―三四〇二―四三八五  
電話相談は第一、第三土曜日が午後一時～四時。第二、第四、第五土曜日が午後六時～九時。

購読料について

現在つぎの三通りの方法をとらせていただいています。

- ① 一年間三〇〇〇円(送料共)
- ② 二年間まとめて前払いでくださる方には、二年分、六〇〇〇円のところを五〇〇〇円に。
- ③ 出世払いもしくは免除

どうしても苦しい方は、いつでも遠慮なく申し出て下さい。それぞれ出費が多く大変でしようが、期限切れの通知の入り方、またはこの折りにという方、いずれも都合のよい方法でどうぞ。

(振込先)各地の郵便局にて振込用紙は無料でもらえます。  
東京一四―二二〇五四二  
ハンド・イン・ハンドの会